

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）  
土地改良事業の認可申請の選否の決定（三件）（農村整  
備課）
- 土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定（二）  
建築基準法による聴聞（建築課）
- 鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（会  
計課）
- ◇ 教委告示 鳥取県指定天然記念物の指定の一部変更（文化課）
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律によ  
る聴聞（二）
- ◇ 公 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況（商工指導課）  
改良普及員資格試験の合格者（農業改良課）
- ◇ 雑 報 理容師試験等の平成二年度秋期実地試験の実施（衛生課）

## 告 示

### 鳥取県告示第八百六十一号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）  
第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図  
書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	題 名	発 行 記 号 等	類 別 表示された発 行所名
3834	雑誌その他 の刊行物	淫業遊戯 夏の下半身は愛でいっぱい	L J 一 ケ F	アリス出版
3835	"	BANANA PRESS	P 一 一 K	アリス出版
3836	"	髪子・髪ら毛	L J 一 ケ E	Do 企画
3837	"	後背位絶頂 長い夜	L K 一 ケ B	Do 企画
3838	"	少女L I P	S L 一 L 一 一 K	Do 企画
3839	"	SWEET	S T 一 T 一 一 K	Do 企画
3840	"	Spoon vol. 44	S P 一 P 一 一 K	Do 企画

3841	"	HUMMING	HM-11-K	Do 企画
3842	"	Milkey	MK-11-K	Do 企画
3843	"	MESSAGE	ME-12-K	Do 企画
3844	"	ベストビデオ 6月号	雑誌 1797 9-6	三和出版株式会社
3845	"	マスカットノート 6月号	雑誌 0884 5-6	株式会社大洋書房
3846	"	ザ・ヒットマガジン モノローハクス No. 8	雑誌 1413 6-6	三和出版株式会社
3847	"	アツナル通信 7月号	雑誌 0155 9-7	三和出版株式会社
3848	"	ギヤルズ・アクシオン 7月号	雑誌 0258 3-7	考友社出版株式会社
3849	"	ギヤル 9月号増刊	なし	三共図書出版社
3850	"	ギヤルズ・ストーリー 9月号増刊号	なし	三共図書出版社
3851	"	THEボッキー通信 10月号	なし	三共図書出版社
3852	"	ビデオフレーション 10月号	雑誌コー ド1133 79-10	株式会社浪速書房
3853	"	オレソング写真 11月号	なし	三共図書出版社
3854	"	ギヤル情報 11月号	なし	三共図書出版社
3855	"	ザ・トップMAGAZINE 11月号	雑誌 1400 7-11	株式会社大垣出版
3856	"	THEボッキー通信 11月号	なし	三共図書出版社

3857	"	ピンクマニア 11月号	なし	三共図書出版社
3858	"	ベストビデオ 11月号	雑誌 1797 9-11	三和出版株式会社
3859	"	VIDEGAL通信 Vol. 32	なし	三共図書出版社

鳥取県告示第八百六十二号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）東里仁地区農業用排水と農道整備を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成二年十月三十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十三号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（松原十二号）農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十四号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治（小原）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十五号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）西円通寺地区農業用排水）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、

審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第十項の規定により告示する。

平成二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 聴聞の日時及び場所

平成二年十一月六日（火）午前十時から

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県庁第二庁舎八階第二十四会議室

2 事案の内容

建築基準法第四十八条第八項ただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

(1) 申請者

鳥取市桜谷二三二

鳥取日産自動車販売株式会社 常務取締役 土井勲

(2) 建築物の位置

鳥取市秋里二二〇、二二三一一、二二三一二、二三四一一、二二

四一二、二二五一一及び二二五一一

(3) 建築物の用途

自動車修理工場及び店舗

(4) 工事種別

新築

(5) 建築物の構造

鉄骨造二階建

(6) 建築物の面積

建築面積 一、〇三三・一四平方メートル  
 延べ面積 一、三一〇・二九平方メートル

二 1 聴聞の日時及び場所

平成二年十一月六日(火)午前十一時から

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県庁第二庁舎八階第二十四会議室

2 事案の内容

建築基準法第四十八条第八項ただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

(1) 申請者

鳥取市秋里二四四―二

株式会社ホンダクリオ鳥取 代表取締役 大月徹

(2) 建築物の位置

鳥取市秋里二四四―一、二四四―二及び二四五―二

(3) 建築物の用途

自動車修理工場及び店舗

(4) 工事種別

新築

(5) 建築物の構造

鉄骨造二階建

(6) 建築物の面積

建築面積 一、二五五・六二平方メートル

延べ面積 一、四三〇・八七平方メートル

三 1 聴聞の日時及び場所

平成二年十一月六日(火)午後一時三十分から  
 鳥取市桜谷一六二―一

鳥取市立面影地区公民館

2 事案の内容

建築基準法第四十八条第八項ただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

(1) 申請者

鳥取市尚徳町一一六

鳥取市長 西尾道富

(2) 建築物の位置

鳥取市尚徳町一一六、一〇、一一、一二、一三一、一三二、一

四、一五一、一六一、一七一及び一八一の各一部

(3) 建築物の用途

老人保健施設

(4) 工事種別

新築

(5) 建築物の構造

鉄筋コンクリート造三階建

(6) 建築物の面積

建築面積 一、五五二・七一平方メートル

延べ面積 三、九九八・九〇平方メートル

四 1 聴聞の日時及び場所

平成二年十一月六日(火)午後二時三十分から

鳥取市桜谷一六二―一

鳥取市立面影地区公民館

2 事案の内容

建築基準法第四十八条第一項ただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

(1) 申請者

岩美郡国府町大字分上二一二五五

株式会社サンマート 代表取締役 岩崎八郎

(2) 建築物の位置

鳥取市正蓮寺一〇九一四、一〇九一五、一一〇、一一一、一一一  
一、一一一六、一一一七及び一一二一四

(3) 建築物の用途

店舗

(4) 工事種別

新築

(5) 建築物の構造

鉄骨造平家建

(6) 建築物の面積

建築面積 二、八九四・七九平方メートル  
延べ面積 二、七五六・一五平方メートル

鳥取県告示第八百六十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）

の一部を次のように改正し、平成二年十一月五日から施行する。

平成二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表株式会社鳥取銀行の項中

大山支店	西伯郡大山町 末長	株式会社 山陰合同 大山支店
岸本文店	西伯郡岸本町 岸本	株式会社 山陰合同 岸本文店

株式会社山陰合同銀行  
山支店

を

大山支店	西伯郡大山町 末長	株式会社 山陰合同 大山支店
岸本文店	西伯郡岸本町 岸本	株式会社 山陰合同 岸本文店

銀行

に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

昭和四十八年三月三十日鳥取県教育委員会告示第五号（鳥取県指定天然記念物の指定について）の一部を次のとおり変更したので告示する。

平成二年十月三十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年十月三十日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製造業者名	名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後
			所在地	八頭郡河原町大字北村字倉房五八八	八頭郡河原町大字北村字小川ヨリ炭谷迄九四一―一九〇	落河内のカツラ
	ロータリーセブン					
	ハッピーセブン					

ぱちんこ遊技機

金さん	マルホン工業株式会社
ビッグアップ	
スーパライダー	
スーパートランプ	
ビヨマンP―ニ	株式会社ソフィア
ピンボールP―五	
ジャンボリー	
マジックセーC	
フルーツパンチ	株式会社大一商会

鳥取県公安委員会告示第八十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成二年十月三十日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

一 聴聞の期日及び場所

平成2年十一月七日午後一時  
鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

鳥取市戎町四六〇  
草野英子

公 告

平成2年度第2四半期（7月～9月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成2年10月30日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 平成2年度第2四半期内に出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	6月以内のもの	6月を超え12月以内のもの	12月を超え14月以内のもの	14月を超え16月以内のもの	16月を超え18月以内のもの	合計
件数	0	0	0	0	0	0

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 出店表明日から事前説明終了日まで
- 2 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出がされた日（以下「法3条等届出日」という。）から事前商業活動調整協議会の審議等が終了した日（以下「事前商調協終了日」という。）まで
- 3 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出がされた日（以下「法5条等届出日」という。）から法第7条第1項の規定による勧告を行った日（勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで

2 平成2年9月30日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	出店表明日終了後法3条等届出日以前のもの	事前説明終了後法3条等届出日以前のもの	法3条等届出日以後法5条等届出日以前のもの	事前商調協終了後法5条等届出日以前のもの	法5条等届出日以後のもの	合計
件数	0	0	1	2	1	4

平成2年10月4日及び5日に実施した改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。



平成 2 年 10 月 30 日

鳥 取 県 知 事 西 尾 四 次

雑 報

1 農 業 改 良 普 及 員

仲 田 雅 彦	澤 田 昌 則	後 藤 貴 洋	久 人 久 人
松 下 口 和 宏	谷 口 和 久	岡 田 白 青	子 佳 武 竜
野 口 尾 康 史	福 植 川 小 山	田 白 青 信 高	岩 木 貴 木
岩 本 場 達 隆	木 本 林 村 野	村 上 山 崎	木 上 山 崎
森 本 場 原 藤 壽	大 近 石 野 妹 東 福	田 水 小 岡 橋	村 上 山 崎
木 大 近 石 野 妹 東 福	和 香 子 之 道 洋 彦	美 奈 子 員 一 美 彦	基 利 三 千 代 夫 一
大 近 石 野 妹 東 福	美 奈 子 員 一 美 彦	田 石 渡	之 代 夫 一
大 近 石 野 妹 東 福	美 奈 子 員 一 美 彦	田 石 渡	之 代 夫 一

以上 38名

2 生 活 改 良 普 及 員

淺 見 理 恵

以上 1名

理 容 師 法 ( 昭 和 二 十 二 年 法 律 第 二 百 三 十 四 号 ) 第 三 条 第 一 項 の 規 定 に よ  
 る 理 容 師 試 験 及 び 美 容 師 法 ( 昭 和 三 十 二 年 法 律 第 百 六 十 三 号 ) 第 四 条 第 一  
 項 の 規 定 に よ る 美 容 師 試 験 の 平 成 二 年 度 秋 期 実 地 試 験 を 次 の と お り 実 施 す  
 る。

平 成 二 年 十 月 三 十 日

財 団 法 人 理 容 師 、 美 容 師 試 験 セ ン タ ー 理 事 長 柳 瀬 孝 吉

一 試 験 期 日 平 成 二 年 十 二 月 十 日 ( 月 )

二 試 験 会 場 鳥 取 市 南 吉 方 二 丁 目 七 一 三 鳥 取 県 理 容 美 容 高 等 専 修 学 校

三 受 験 手 続

1 受 験 願 書 提 出 先

財 団 法 人 理 容 師 、 美 容 師 試 験 セ ン タ ー 鳥 取 県 支 部 ( 持 参 又 は 郵 送 に  
 よ る )

2 受 験 願 書 受 付 期 間

平 成 二 年 十 一 月 十 六 日 ( 金 ) 从 同 月 二 十 二 日 ( 木 ) まで の 午 前 九  
 時 从 午 後 五 時 まで ( 郵 送 の 場 合 は 、 十 一 月 二 十 二 日 ( 木 ) まで の 消  
 印 の ある も の に 限 る )

3 受 験 手 数 料

九 千 円 を 所 定 の 方 法 に よ り 納 付 す る こ と。

四 その他

1 受験願書等配付場所

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部

2 受験願書等配付期間

平成二年十一月一日（木）から同月十三日（火）までの期間の午前九時から午後五時まで。ただし、この期間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日を除く。

3 問合せ先

〒六八〇 鳥取市弥生町三〇二―二

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部

（電話〇八五七―二九一六〇八六）